

相談事例

《相談の内容》

70代の男性。自宅に外国から「金融に関する至急のお知らせ」と題する封書が届いた。「**自動財務分析により約1億4千万円の残高が確認され・・・(中略)**自動式列機により**あなたの名前が選抜されましたので受け取り配分の確約先行処理手数料**を払ってください」という内容。**何も申し込んだ覚えがないのに、**こんな手紙が届いて気持ちが悪い・・・

申し込んでもいないのに、何かの当選金が支払われるような手紙が届いた！

《対応の内容》

難解な用語を使って、受け取った人を困惑させる手法です。そして、あたかも当選金が無条件で受け取れると思わせる内容です。しかし、当選金が支払われる仕組み、実態が不明で実際には手数料名目で、お金を振り込ませるだけという可能性があります。契約内容が不明なので、連絡など取らずに無視してください。

身守りのポイント

「海外宝くじに当選し、確実に当選金が受け取れると誤認させる手紙を送りつけ、実際は、宝くじの購入申し込みをさせる」というトラブルが消費生活センターに多く寄せられています。今回は、宝くじの申し込みではありませんが、内容が酷似しています。一度、お金を支払うと、その後、何度でも同様の手紙が来て、請求を受けることが多いと思われます。応募もしていないのに当選金を受け取れることはありません。日頃から「世の中にはうまい話はない！」ということをして、周囲の人たちとも話題にしておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111